

正会員の休会に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一般社団法人長野県作業療法士会（以下、本会という）の正会員の特例としての休会に関し必要な事項を定めるものとする。

(休会理由)

第2条 正会員は、次の各号の理由により休会することができる。

- (1) 出産・育児、介護
- (2) 長期の病気療養
- (3) その他理事会において承認された理由

(期間)

第3条 休会期間は、1年度単位を1回とし、理事会において休会が承認された日の属する年度の翌年度4月1日から3月31日までとする。

2 休会は、最大で5回を限度とし、連続的若しくは断続的にとることができる。

(条件)

第4条 正会員は、次の各号の条件を満たし、毎年2月1日から3月31日までの間に開催される理事会において承認を得ることによって休会することができる。

- (1) 理事会が定める休会届（定款施行細則別記第3号の2様式）に必要事項を記入し、休会しようとする年度の前年度の1月31日までに会長に提出すること
- (2) 休会しようとする年度の前年度までの会費が完納されていること
- (3) 過去の休会期間が通算5回に達していないこと

(義務の免除)

第5条 休会する正会員は、理事会によって承認された休会期間の会費納入が免除される。

(権利等の停止)

第6条 休会する正会員は、次の各号の権利が停止される。

- (1) 総会における役員候補者選挙の選挙権及び被選挙権
- (2) 総会での議決権
- (3) 本会が主催する学術大会及び研修会への正会員としての参加
- (4) 学術誌、その他本会発行物の受取

(会員履歴等の取扱い)

第7条 休会期間中の研修受講履歴は無効とする。

(復会)

第8条 休会した正会員は、第9条に規定する休会延長を行わない限り、翌年度から自動的に復会する。

2 休会中の正会員で、年度途中からの復会を希望する者は、理事会が定める復会届（定款施行細則別記第3号の3様式）に必要事項を記入して会長に提出し、当年度の会費を納めることをもって復会することができる。但し、第6条の各号に示した諸権利は、復会手続きが完了した翌日（その日が休業日に当たる場合は、休業日の翌日）から準備を始めて可能となる範囲でのみ行使できるものとする。

(休会延長)

第9条 休会中の正会員で引き続き翌年度も休会を希望する者は、当該休会期間内の11月1日から1月31日までに、理事会が定める休会届（定款施行細則別記第3号の2様式）を会長に提出し、毎年2月1日から3月31日までの間に開催される理事会において休会の承認を得ることによって休会を延長すること

ができる。但し、当該休会期間が5回目である場合は、休会の延長は認められない。

2 休会延長が理事会で承認されなかった場合、休会中の正会員は、理事会が指定する期限内に第10条に規定する退会の手続きを行わない限り、翌年度から自動的に復会する。

(退会)

第10条 休会中の正会員で、当該休会期間の終了をもって退会を希望する者は、当該休会期間内の1月31日までに、理事会が定める退会届（定款施行規則別記第3号様式）に必要事項を記入し、会長に提出することとする。

(規程の変更)

第11条 この規程は、理事会の決議によって変更することができる。

(前休会制度からの移行措置)

第12条 前休会制度の休会期間は最長4年間であったため以前からの複数年間の申請者に対しては移行措置として第3条の取扱を平成28年度以降からとする。また、この移行措置の有効は平成28年度までとする。

(1) 平成26年3月1日までに平成27年度までと申請したものは平成28年度より

(2) 平成26年3月1日までに平成28年度以降と申請したものは平成28年度より

附則

1 この規程は、平成14年9月1日から施行する。

会長 印		事務局長 印		会員管理 部長印
---------	--	-----------	--	-------------

休 会 届

_____年 月 日

(正 会 員)

一般社団法人長野県作業療法士会会長様

私は、このたび下記の理由により休会いたしたく、休会届を提出いたします。

理 由

出産 育児 介護 長期の病気療養

その他 (_____)

フリガナ

氏 名 _____ 印 _____

日本作業療法士協会会員番号 _____

現住所 〒 _____

TEL (_____) _____

勤務先名 _____

休会期間 _____年 4月 1日 ~ _____ 翌年 3月 31日

休会中の連絡先 〒 _____

TEL (_____) _____

復会後の所属先 _____

注1：休会を開始する前年度の11月から1月末日までに申し出ること。

注2：休会中は会費が免除され、正会員の義務及び権利が停止します。

注3：この復会届を提出しても日本作業療法士協会を休会することにはなりません。

注4：休会期間は申請した年度の翌年度1年間のみ（4月1日から翌年3月31日）となります。

注5：翌年度分の延長申請を行わない場合は、1年後自動的に復会となります。

注6：復会後の所属先がない場合は自宅会員となります。

2014.10

第3号の3様式

会長 印		事務局長 印		会員管理 部長印	
---------	--	-----------	--	-------------	--

復 会 届

年 月 日

(正 会 員)

一般社団法人長野県作業療法士会会長様

私は。このたび復会いたしたく、復会届を提出いたします。

フリガナ

氏 名 _____ 印

日本作業療法士協会会員番号 _____

現住所 〒 _____

TEL (_____) _____

勤務先名 _____ 所属 _____

勤務先住所 〒 _____

TEL (_____) _____

注1：復会年度の会費の完納及び理事会承認後の復会となります。

2014.10